

## 一般社団法人つなぎの処遇改善加算受給による処遇改善手当について

令和2年4月1日

### 給与規程抜粋

#### (処遇改善手当)

第20条 処遇改善手当は、厚生労働省の定める福祉・介護処遇改善加算制度により算定された額を対象者に毎月支給する・

- 2 この手当の原資は、処遇改善加算受給額とする。なお、算定期間最終月に余剰金が発生した場合には最終月に加算して支給する。

### パートタイム職員賃金規程

#### (処遇改善手当)

第7条 処遇改善手当は、厚生労働省の定める福祉・介護処遇改善加算制度により算定された額を対象者に毎月支給する・

- 2 この手当の原資は、処遇改善加算受給額とする。なお、算定期間最終月に余剰金が発生した場合には最終月に加算して支給する。

### ○処遇改善加算

#### 1. 算定にかかる体制

福祉・介護処遇改善加算（Ⅰ）

#### 2. 対象となる職種

保育士、児童指導員、生活支援員、職業指導員、就労支援員

#### 3. 賃金改善の実施

支給方法：毎月処遇改善手当で支給

支給額：常勤換算で1人当たり月額37,000円を支給

# 一般社団法人つなぎの特定処遇改善加算受給による特定加算手当について

令和2年4月1日

給与規程等抜粋

(特定加算手当)

第21条 特定加算手当は、厚生労働省の定める福祉・介護特定処遇改善加算制度による対象者に対して6月12月翌年3月に支給する。ただし、前年度の賃金総額440万円を超えるものは除く。

2 この手当の原資は特定処遇改善加算受給額とする。

○処遇改善加算

1. 算定にかかる体制

障害者(児)通所：福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(Ⅱ)

生活介護、就労移行支援：福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(Ⅰ)

2. 配分対象と配分区分

(1) 経験・技能のある障害福祉人材

勤続10年以上等の職員でかつ次の事項に該当する者

① 保育士、介護福祉士、社会福祉士等の資格を有する者

② 児童発達支援管理者

③ サービス管理責任者

(2) 他の障害福祉人材

経験・技能のある障害福祉人材に該当しない福祉・介護職員

(3) その他の職種

障害福祉人材以外の職員

3. 賃金改善の実施

支給方法

6月(4、5月分)、12月(6~11月分)、翌年3月(12月~3月分)に支給

配分区分

(1) 常勤換算で1人当たり月額約10,000円

(2) 常勤換算で1人当たり月額約3,000円

(3) 常勤換算で1人当たり月額約1,500円